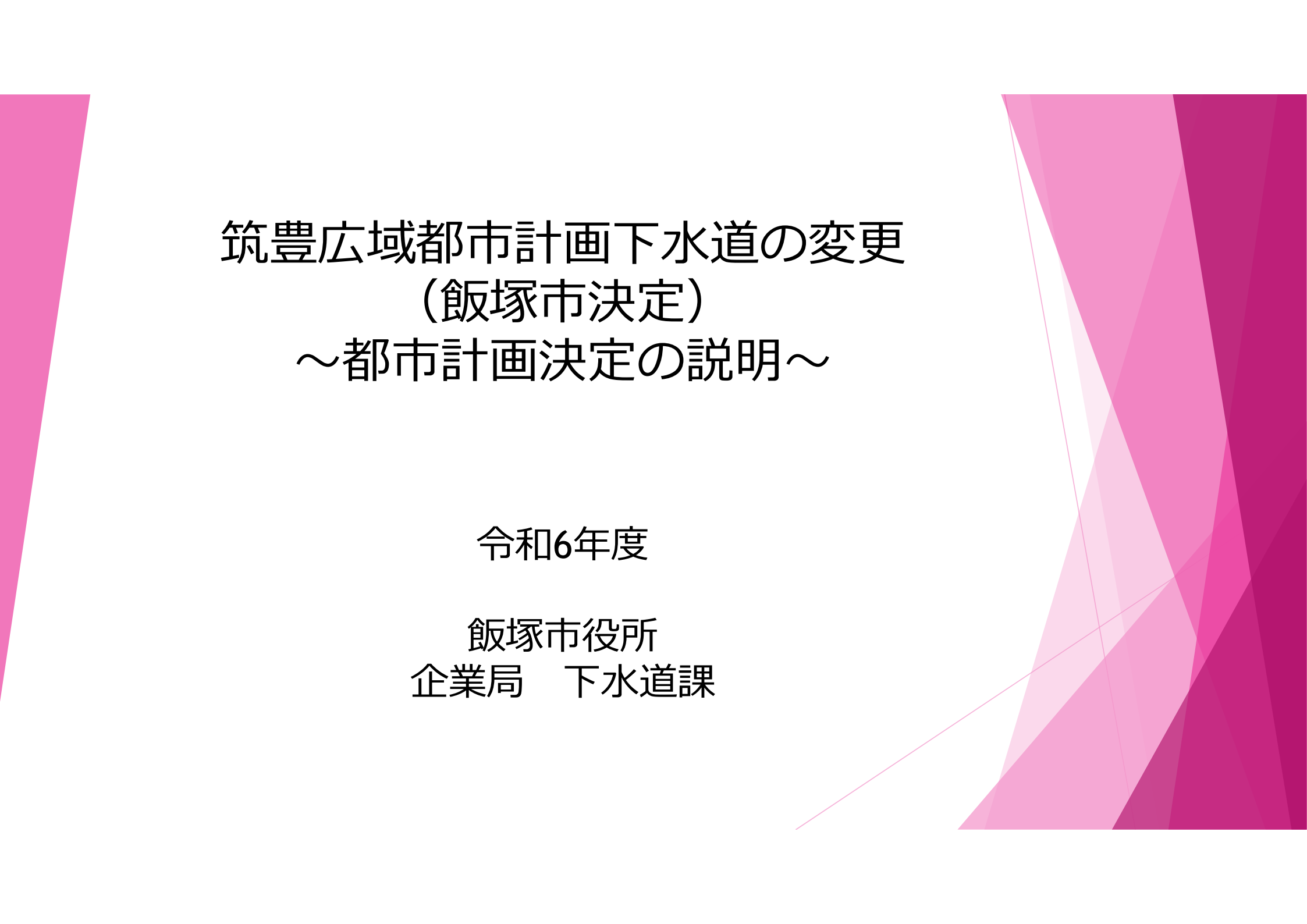


The background of the slide features abstract pink geometric shapes. On the left, a solid pink triangle points towards the center. On the right, a series of overlapping, semi-transparent pink triangles and polygons create a dynamic, layered effect. The central text is positioned within the white space between these pink elements.

筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定) ～都市計画決定の説明～

令和6年度

飯塚市役所
企業局 下水道課

目次

1. 事業の目的	-----	2
2. 公共下水道整備計画の概要	-----	3
3. 都市計画決定とは	-----	4
4. 下水道事業の流れ	-----	5
5. 都市計画決定のスケジュール	-----	6

1. 事業の目的

本都市計画決定の対象事業は、下水道事業であり対象施設は飯塚市立病院になります。

当該施設は現在、合併処理浄化槽にて汚水（トイレ・入浴設備などからの排水）を処理し、隣接ため池へ排水を行っています。

合併処理浄化槽からの排水による周辺環境への懸念や、「合併処理浄化槽の更新・維持管理費用」と「公共下水道施設（管路）の設置・維持管理費用」の比較などの検討により、令和5年度策定の飯塚市污水处理構想にて当該施設の污水处理を公共下水道にて行う方針としています。

そこで当該施設を公共下水道へ接続するため、下水道管の設置を行うものです。

2. 公共下水道整備計画の概要

公共下水道整備計画の概要を示します。

病院敷地内から市道を通り、市営明星寺住宅付近の既設マンホールまで下水道管を地中に設置します。

整備延長は約1,000mとなります。



3. 都市計画決定とは

◆下水道とは

人間の生活と生産活動に起因して生ずる汚水、すなわち家庭の台所や風呂場などからの雑排水・水洗便所排水・工場・事業場（学校、官庁、病院、駅、オフィス、公共施設など）からの排水及び降雨、降雪によって流出する雨水などを総称して下水といいます。下水を排除するための管路などの構造物、ポンプ場、処理施設などを総称して下水道と呼びます。

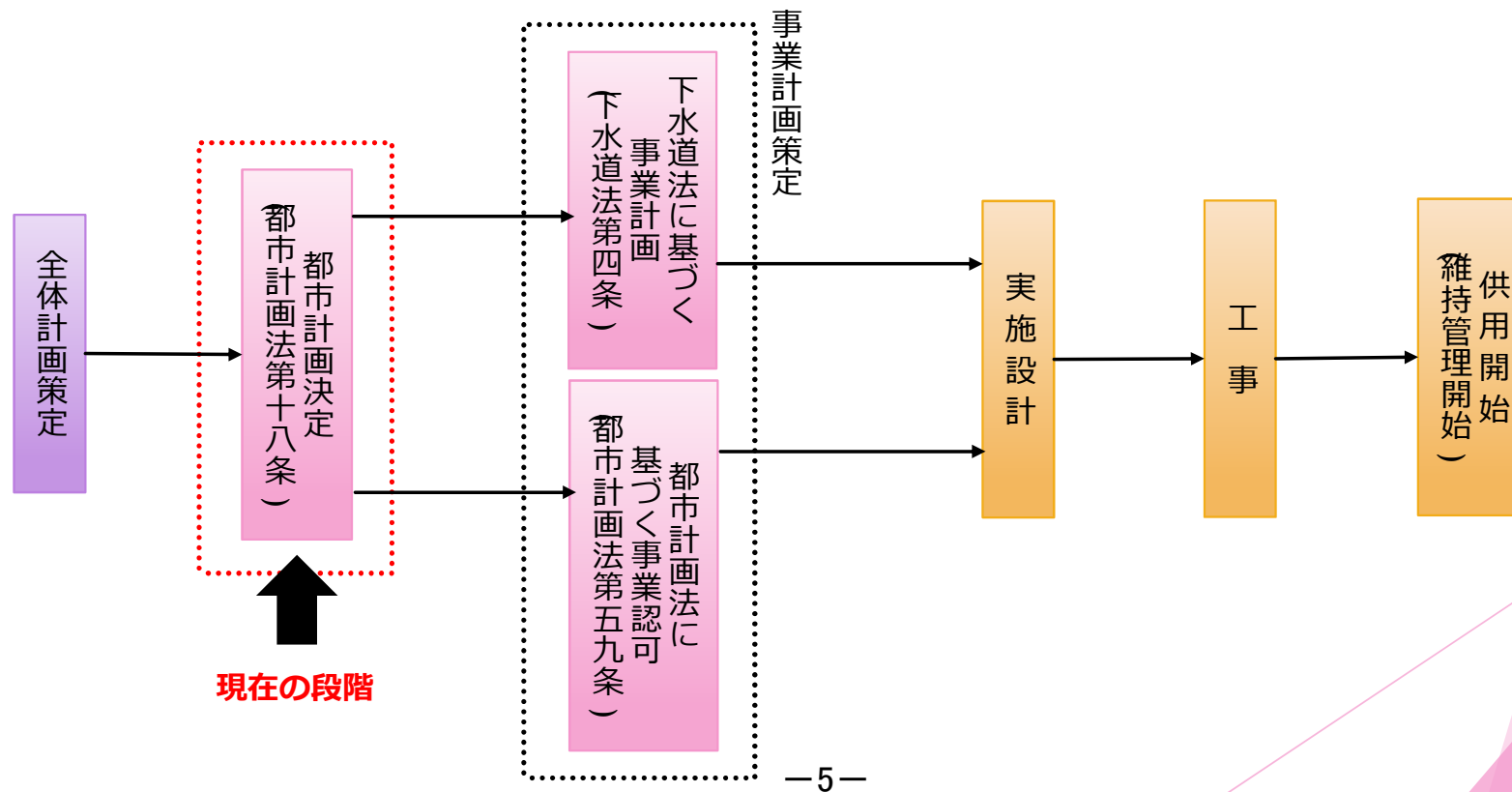
◆都市計画決定とは

都市計画には、地域地区、都市施設、市街地開発事業などさまざまなものがありますが、そのいずれもが地域の土地利用や地域の発展に大きな影響を及ぼしますので、都市計画を決定するにあたっては詳細な手続きが法律で定められています。都市計画決定とは、都市施設※（都市計画法第11条第1項）を定め、都市計画の告示（都市計画法第20条第1項）することにより、都市計画が正式に効力を発生することをいいます。

※都市施設とは、道路、公園、学校、上下水道など都市において必要となる公共的な施設のことです。

4. 下水道事業の流れ

下水道事業にて管路を整備するためには、全体計画を策定したのち、都市計画法および下水道法などに定める手続きが必要になります。基本的な流れは下記の通りです。現在は、このうち都市計画決定の段階になります。



5. 都市計画決定のスケジュール

下水道では、事業の実施前に処理場やポンプ場の位置、管路のルートについて都市計画決定を行い、都市施設としての計画を明示する必要があります。以下に今後の都市計画決定のスケジュールを示します。

令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月			令和6年11月			令和6年12月			令和7年1月			令和7年2月			令和7年3月			令和7年4月			令和7年5月					
10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30			
● (市決定) 都市計画審議会【原案の報告】	→		★ 公聴会開催（申出有の場合）						● (市決定) 都市計画審議会【案の報告】	★ 県事前協議申請	}		★ 県同意通知	→		● (市決定) 都市計画審議会【付議】			★ 県法定協議申請	★ 県同意通知	★ 都市計画決定	★ 変更告示縦覧										
			原案の縦覧（2週間）															案の公告・縦覧（2週間）														
												原則6週間									原則2週間											

筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定)

令和 6 年度

福岡県飯塚市

【 筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定） 】

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道「２．排水区域」を次のように変更する。

２．排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 2,338ha（うち処理区域 約 2,271ha）

理 由

別紙のとおり

【理由書】

本市の公共下水道事業は、昭和 43 年度の事業着手以降、幾度かの計画見直し、事業計画変更を経て今日に至る。現在、全体計画区域は汚水 2,747ha、雨水 2,672ha とし、そのうち事業計画区域は汚水 1,608ha、雨水 1,855ha とし、鋭意事業の進捗に努めている。

今回の変更計画は、弁分の一部（飯塚市立病院）において都市計画決定区域（汚水のみ）を 3.8ha 拡大することにより、公共用水域の水質保全、自然環境保全を図るものです。

【新 旧 対 照 表】

筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定）

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称

筑豊広域都市計画下水道 飯塚公共下水道 （変更なし）

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

2,267

（備考）約 2,338ha〔うち処理区域 約 2,271ha〕

3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起点	終点	
柳橋二瀬污水幹線	飯塚市柳橋	飯塚市幸袋	変更なし
放流渠	飯塚市柳橋	飯塚市柳橋	変更なし

4. その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
片島ポンプ場	飯塚市片島二丁目	約 3,500 m ²	変更なし
鶴三緒ポンプ場	飯塚市鶴三緒	約 3,200 m ²	変更なし
殿浦污水中継ポンプ場	飯塚市川島	約 2,500 m ²	変更なし
露切污水中継ポンプ場	飯塚市菰田西三丁目	約 1,700 m ²	変更なし
下三緒污水中継ポンプ場	飯塚市下三緒	約 370 m ²	変更なし
目尾污水中継ポンプ場	飯塚市目尾	約 870 m ²	変更なし
吉北污水中継ポンプ場	飯塚市吉北	約 770 m ²	変更なし
芦原雨水ポンプ場	飯塚市片島三丁目	約 390 m ²	変更なし
東町雨水ポンプ場	飯塚市飯塚	約 520 m ²	変更なし
水江雨水ポンプ場	飯塚市川津	約 2,300 m ²	変更なし
飯塚終末処理場	飯塚市柳橋	約 53,800 m ²	変更なし

※上段赤字：変更前 、 下段黒字：変更後

【 都市計画を変更する土地の区域の表示 】

飯塚市 弁分の一部

【 計画変更概要書 】

1. 計画変更の概要

「1. 下水道の名称」及び「3. 下水道管渠」、「4. その他の施設」は、変更なし。
「2. 排水区域」において、排水区域の既決定区域 2,338ha は変更なく、処理区域の既決定区域 2,267ha に 4ha を追加して 2,271ha とする。

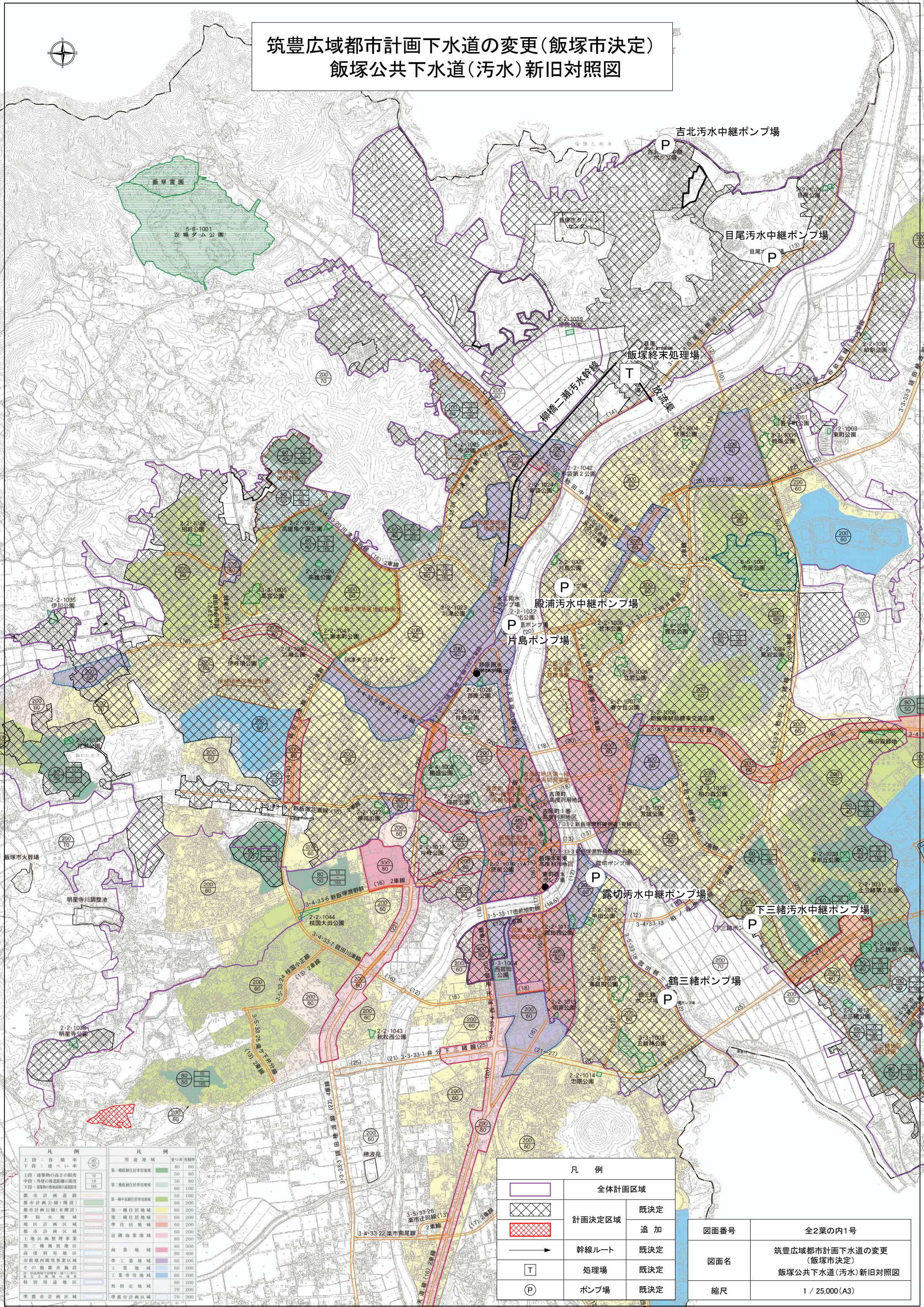
2. 計画決定の理由

都市環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、4ha の処理区域の拡大を行うものである。

3. 数量の増減

排水区域	区分	前 回		今 回		増 減	
	污水	約 2,267ha		約 2,271ha		約 4ha 増	
	雨水	約 2,338ha		約 2,338ha		—	
下水管渠	区分	幹線数	延長	幹線数	延長	幹線減	延長
	污水	2 本	約 1,990m	2 本	約 1,990m	—	—
	雨水	0 本	—	0 本	—	—	—
	合流	0 本	—	0 本	—	—	—
処理施設	区分	前 回		今 回		増 減	
	污水	1 箇所		1 箇所		—	
ポンプ施設	区分	前 回		今 回		増 減	
	污水	7 箇所		7 箇所		—	
	雨水	3 箇所		3 箇所		—	

筑豊広域都市計画下水道の変更(飯塚市決定)
飯塚公共下水道(污水)新旧対照図



凡 例		
	全体計画区域	
	計画決定区域	既決定
		追 加
	幹線ルート	既決定
	処理場	既決定
	ポンプ場	既決定

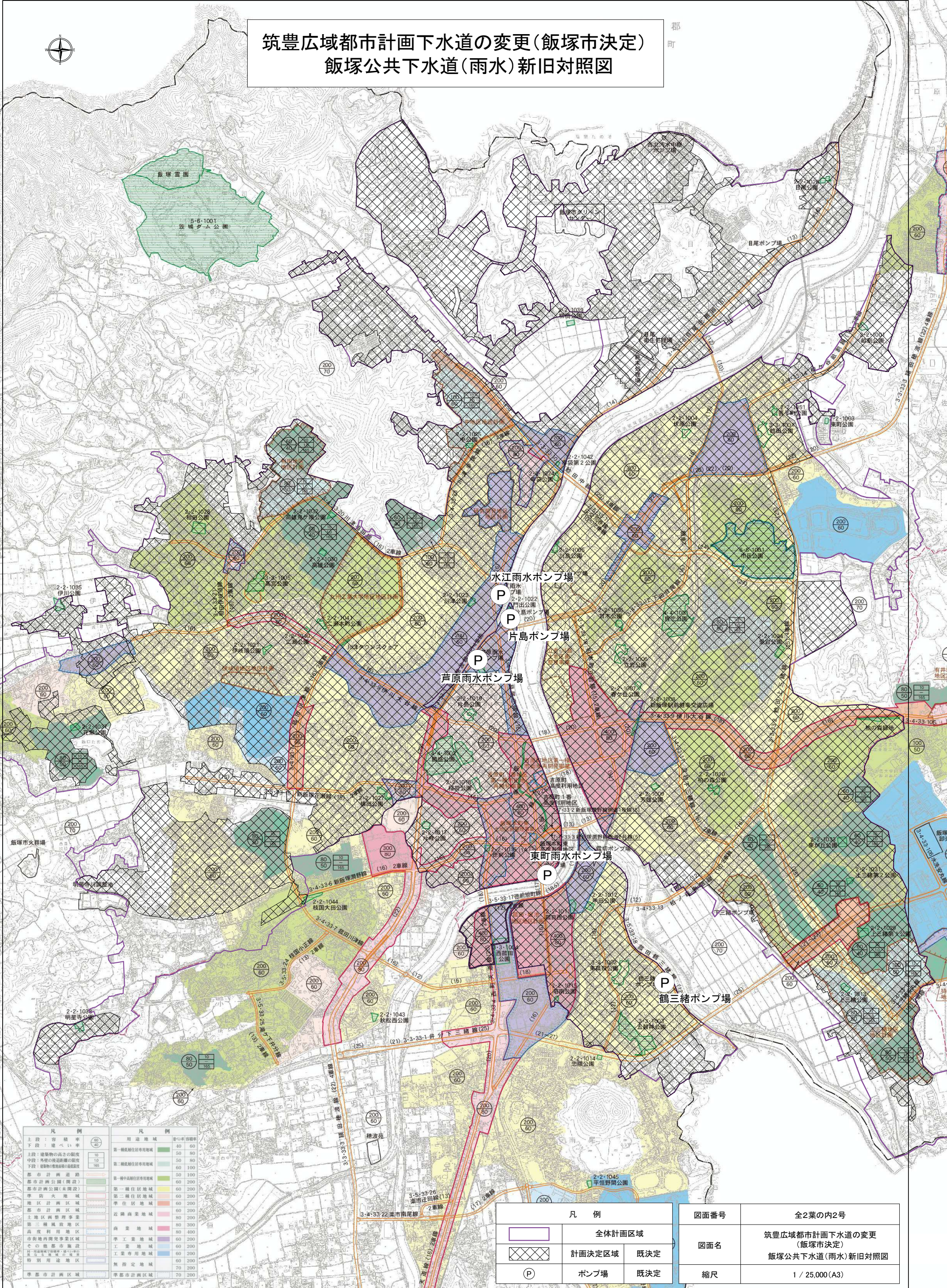
図面番号	全2葉の内1号
図面名	筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定) 飯塚公共下水道(污水)新旧対照図
縮尺	1 / 25,000 (A3)

凡 例	
上段：容積率 下段：建ぺい率	②
上段：建築物の高さの限度 中段：外壁の接道距離の限度 下段：建築物の敷地面積の限度	③
都市計画道路	④
都市計画公園(開設)	⑤
都市計画公園(未開設)	⑥
準防火地域	⑦
地区計画区域	⑧
土地区画整理事業	⑨
第三種風致地区	⑩
高度利用地区	⑪
市街地再開発事業区域	⑫
その他都市施設	⑬
特別用途地区	⑭
準都市計画区域	⑮
準都市計画区域	⑯

凡 例	
用途地域	①
第一種低層住居専用地域	40 60
第二種低層住居専用地域	50 80
第一種中高層住居専用地域	50 100
第二種中高層住居専用地域	60 200
準住居地域	60 200
近隣商業地域	80 200
商業地域	80 300
準工業地域	80 400
工業地域	60 200
工業専用地域	60 200
無指定地域	60 200
準都市計画区域	70 200

筑豊広域都市計画下水道の変更(飯塚市決定)
飯塚公共下水道(雨水)新旧対照図

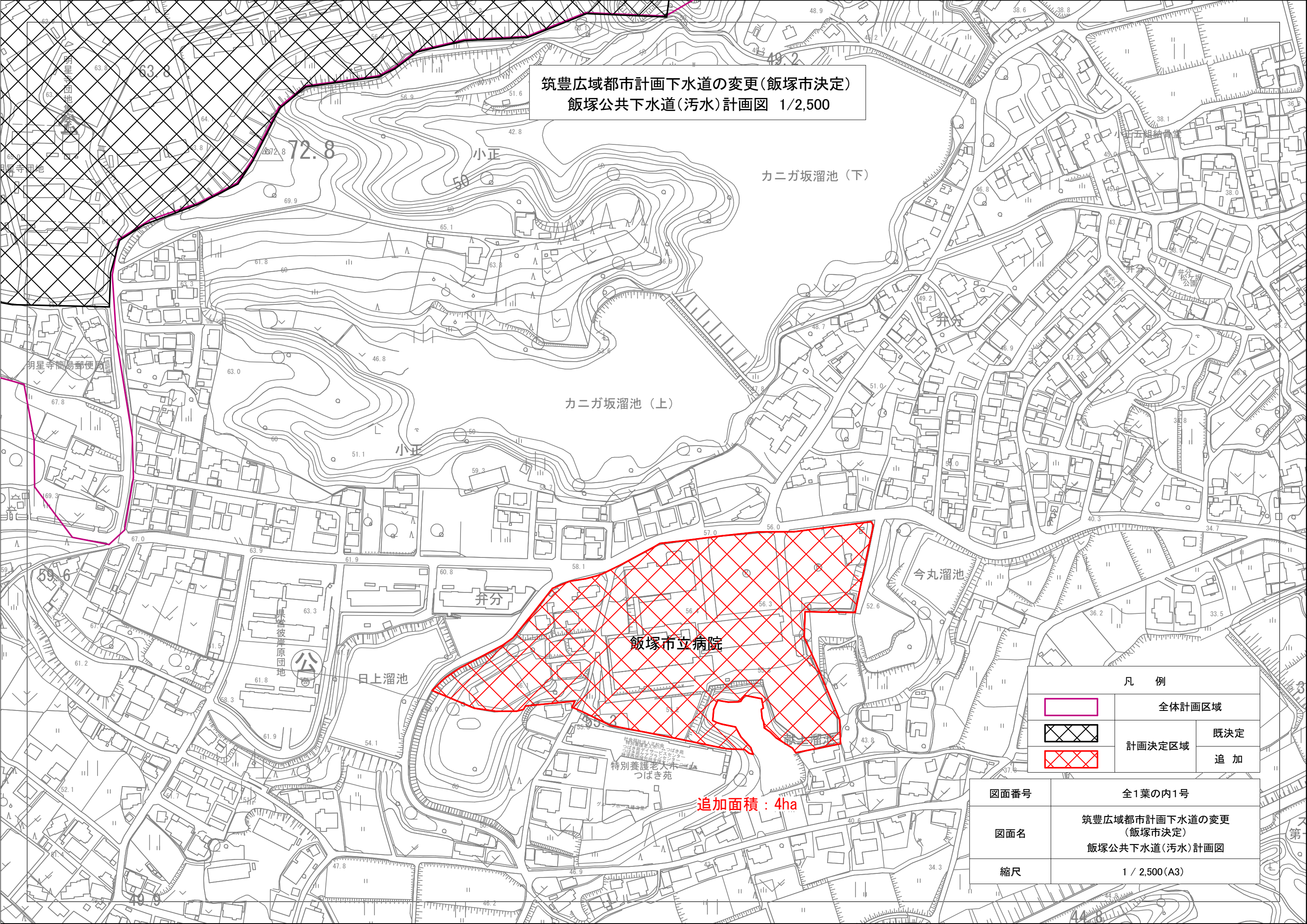
郡
町



凡 例	凡 例
上段：容積率 下段：建ぺい率	用途地域
上段：建築物の高さの制限 中段：外郭の敷地面積の制限 下段：建築物の敷地面積の制限	第一種低層住居専用地域
都市計画道路	第二種低層住居専用地域
都市計画公園(開設)	第一種中高層住居専用地域
都市計画公園(未開設)	第二種中高層住居専用地域
準防火地域	準第一種住居地域
地区計画区域	準第二種住居地域
都市計画区域	準住居地域
土地開発整理事業	近隣商業地域
第三種風致地区	商業地域
高度利用地区	準工業地域
市街地内開発事業区域	工業地域
その他都市施設	工業専用地域
同一用途地域の異なる用途の地区	無指定地域
特別用途地区	準都市計画区域
準都市計画区域	

凡 例	図面番号	全2葉の内2号
全体計画区域	図面名	筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定) 飯塚公共下水道(雨水)新旧対照図
計画決定区域	縮尺	1 / 25,000 (A3)
ポンプ場		

筑豊広域都市計画下水道の変更(飯塚市決定)
飯塚公共下水道(污水)計画図 1/2,500



凡 例		
	全体計画区域	
	計画決定区域	既決定
		追 加

図面番号	全1葉の内1号
図面名	筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定) 飯塚公共下水道(污水)計画図
縮尺	1 / 2,500 (A3)

追加面積 : 4ha

都市計画決定の経過および予定

事 項	時 期	備 考
飯塚市都市計画審議会（原案の報告）	令和6年8月2日	
県下水道課との下協議	令和6年8月26日	
県農山漁村振興課との協議	令和6年8月26日	
都市計画原案の縦覧（2週間）	令和6年9月10日 から 9月24日	縦覧者：1名
原案に対する意見の申出（1週間）	令和6年9月25日 から 10月2日	意見申出者：0名
公聴会の開催		申出がないため、 開催なし
関係自治会長（弁分）内容説明	令和6年10月28日	
飯塚市都市計画審議会（案の報告・ 経過報告）	令和6年12月3日	
県事前協議 （下水道課、都市計画課）	令和6年12月17日 令和7年1月31日	協議依頼 県からの回答
都市計画案の法定縦覧（2週間）	令和7年2月10日 から 2月25日	縦覧者：0名 意見申出者：0名
飯塚市都市計画審議会（付議）	令和7年3月6日	
県法定協議	令和7年4月上旬	予定
都市計画変更決定告示	令和7年5月上旬	予定

筑豊広域都市計画下水道の変更に伴う立地適正化計画との整合性について

1 概要

今回の筑豊広域都市計画下水道の変更箇所については、飯塚市弁分に位置する飯塚市立病院（約 3.8ha：1 筆）が対象となっております。

当該地の立地条件については以下の通りです。

- ① 都市計画法上の位置づけ：
都市計画区域内（非線引き） 用途地域：無指定地域
- ② 飯塚市立地適正化計画上の位置づけ
居住誘導区域：非該当
都市機能誘導区域：非該当

2 飯塚市立地適正化計画との整合性について

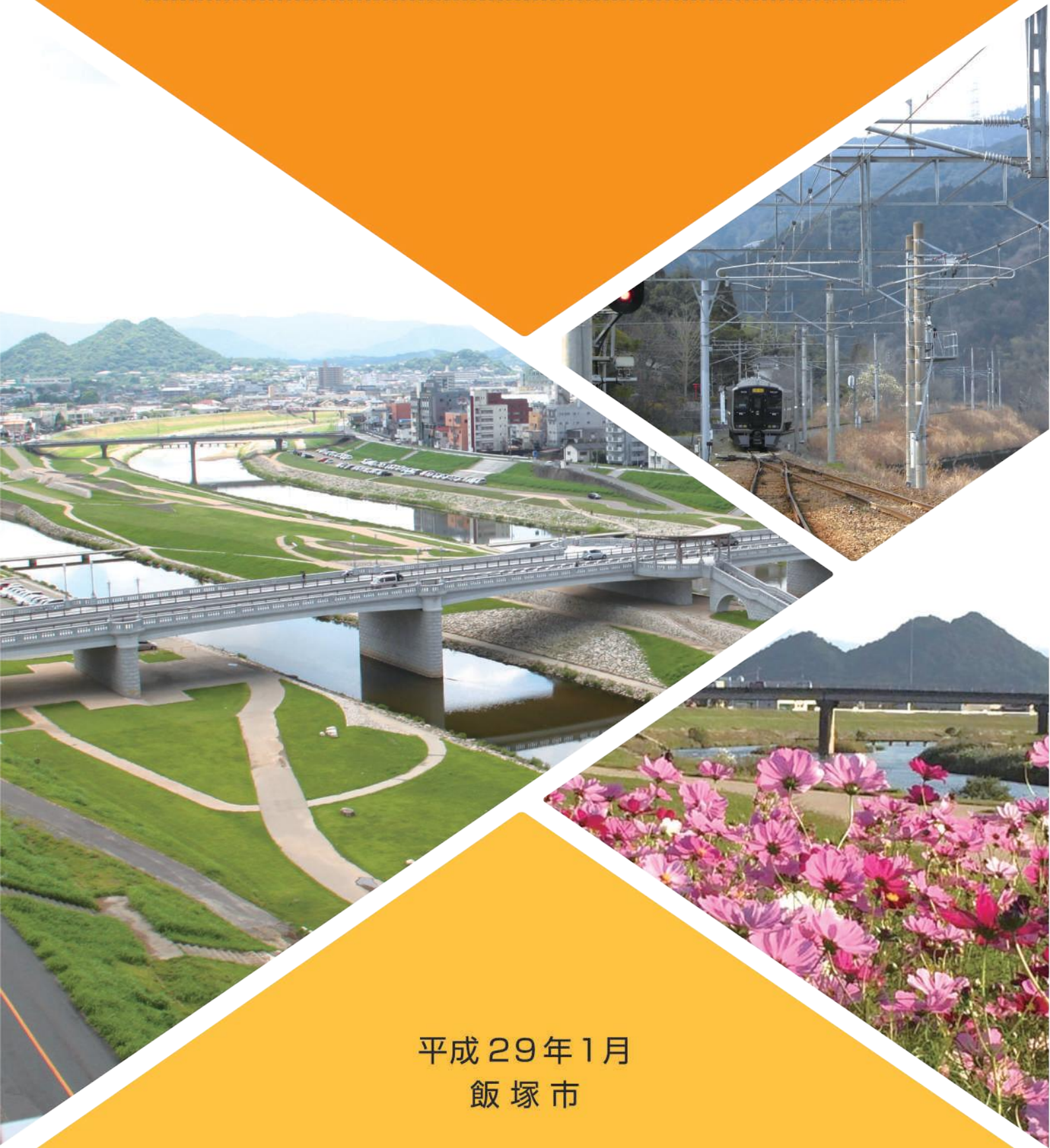
飯塚市立地適正化計画（以下計画という）は、交流センターなどの各コミュニティ施設や大学などの各拠点を公共交通ネットワークで結ぶ「拠点連携型都市」をその目指す都市像としています。具体的にはこれらの拠点の区域と拠点連携を促進する交通ネットワークを基本として都市機能増進施設を維持・誘導する都市機能誘導区域を設定するとともに、都市機能誘導区域内およびその周辺に居住を誘導する居住誘導区域を設定しています。

当該地である飯塚市立病院は、用途地域については無指定地域であり、都市機能誘導区域の設定はしておりません。当然、居住誘導区域に関しても、都市機能誘導区域周辺には該当しませんので、区域外としております。

しかしながら飯塚市立病院については、現行の立地適正化計画が策定された平成 29 年 1 月時点では飯塚地域医療・介護連携拠点構想に基づく連携拠点病院であり、また、令和 5 年 4 月に福岡県地域医療構想に定める地域医療支援病院に位置付けられております。その重要性等を鑑みて、立地適正化計画において都市機能誘導施設として位置付けております。そのため、都市機能誘導施設である飯塚市立病院については、既存施設を活用し都市機能の確保（機能強化）する視点から、都市施設である下水道を整備することは、立地適正化計画と整合が図れているものと考えます。

飯塚市立地適正化計画

地域のつながりと豊かなコミュニティをはぐくむまちづくり



平成29年1月
飯塚市

分類	番号	都市機能誘導施設	定義等
地域コミュニティ増進施設 健康増進施設	9	地区公民館 (コミュニティセンター／交流センター)	飯塚市の条例（※⑧）に定める施設 （※⑧）飯塚市公民館条例、飯塚市ふれあい交流センター条例その他、地域コミュニティの活動拠点施設について今後、飯塚市が定める条例を含む。
	10	健康増進拠点施設	飯塚市の条例（※⑨）に定める施設 （※⑨）飯塚市健幸プラザ条例その他、健幸都市づくりの拠点施設について今後、飯塚市が定める条例を含む。
	11	商店街	主に、都市計画法第8条に定める用途地域のうち、商業地域および近隣商業地域に立地し、小売店、飲食店およびサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるもの。（商業統計調査「立地環境特性の区分及び定義」）
広域性の高い都市機能増進施設	12	大学、短期大学	学校教育法第1条に定める大学 （九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学）
	13	拠点性を有する医療施設	福岡県地域医療構想（福岡県作成）に定める地域医療支援病院（飯塚圏域）（※⑩）、飯塚地域医療・介護連携拠点構想（飯塚医師会作成）において位置づける連携拠点病院（※⑪）および国内有数の専門性を有する病院（※⑫） （※⑩）飯塚病院 （※⑪）飯塚市立病院、福岡県済生会飯塚嘉穂病院、医療法人博愛会頼田病院、医療法人社団親和会共立病院 （※⑫）独立行政法人労働者健康安全機構総合せき損センター
	14	その他拠点性を有する施設（1）	多数の者の利用が想定される施設で、かつ、拠点形成を図るうえで重要な要素となる施設のうち、飯塚市立図書館条例、飯塚市文化会館条例およびサン・アビリティーズいづか条例等の飯塚市の条例（今後、飯塚市が定める条例を含む）に定める施設、もしくは飯塚防災センター等の飯塚市が認める施設
	15	その他拠点性を有する施設（2）	社会資本整備総合交付金交付要綱（※⑬）に定める中心拠点誘導施設および生活拠点誘導施設に位置づけられた商業施設 （※⑬）社会資本整備総合交付金交付要綱附属第2編 交付対象事業の要件 次の要件を全て満たす施設（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する施設を営業するものを除く。） ・周辺に同種施設がないこと ・市町村が必要と判断したこと ・多数の者が出入りし、利用することが想定されること